

建築基準法施行令第129条の2第1項の認定に係る評価項目一覧表（全館避難安全性）

基準 (令第129条の2第2項)	適用しない規定		規定を適用しない建築物の部分		計画内容	検討事項	該当ページ
	条文	項目	該当箇所 (階)	概要			
前項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室（火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室を除く。）で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者（以下この条において「在館者」という。）のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。							

全館避難安全性能の検証方法

居室避難						
居室名		避難行動の予測方法			煙流動性状の予測方法	
階	室名	避難開始時間 <i>tstart</i>	歩行時間 <i>ttravel</i>	出口通過時間 <i>tqueue</i>	煙等降下時間	評価

階避難						
火災室名		避難行動の予測方法			煙流動性状の予測方法	
階	室名	避難開始時間 <i>tstart</i>	歩行時間 <i>ttravel</i>	出口通過時間 <i>tqueue</i>	煙等降下時間	評価

全館避難						
火災室名		避難行動の予測方法			煙流動性状の予測方法	
階	室名	避難開始時間 <i>tstart</i>	歩行時間 <i>ttravel</i>	出口通過時間 <i>tqueue</i>	煙等降下時間	評価

(避難経路途中の安全性確認も含む)